

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 1 他の自治体から既に3万円の給付金を受給した世帯ではありません。
- 2 令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている者のみで構成される世帯ではありません。
- 3 世帯の中に、令和6年度住民税均等割が課税相当となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 4 こども加算対象者に、世帯と別生計(施設入所を含む)である子はいません。
- 5 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- 6 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 7 この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 8 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由が生じ、市が申請・請求者に連絡・確認できず、支払が完了しない場合、給付金が支給されないことに同意します。
- 9 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ① **令和6年度非課税世帯給付金申請書(請求書)(本書)**
※必要事項を御記入ください。
- ② 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、障害者手帳、介護保険証、年金手帳等の写し(コピー)いずれか1つを御用意ください。
- ③ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※表面3で①を選択した場合は不要
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)いずれか1つを御用意ください。
- ④ **令和6年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する「令和6年度住民税課税(非課税)証明書」(コピー可)**
※世帯主及び世帯員のうち、現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方全員分